

令和元年度第3回福岡県がん対策推進協議会

会議次第

日 時：令和2年3月25日(水)14:00～15:00

場 所：福岡県庁10階北棟 特9会議室

1 開会

2 議題

(1) 第3期福岡県がん対策推進計画の中間評価について

3 報告事項

(1) 福岡県がん登録報告書 2016年（平成28年）診断症例について

(2) 本県における地域がん診療連携拠点病院（高度型）の役割について
(審議結果)

4 その他

5 閉会

令和元年度福岡県がん対策推進協議会 委員名簿

令和元年10月16日現在

協議会役職	氏 名	所 属 ・ 役 職
1 会長	松田 峻一良	福岡県医師会 会長
2 副会長	前原 喜彦	九州中央病院 院長
3 委員	稻富 勉	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 課長
4 委員	大島 彰	九州がんセンター 医長
5 委員	大山 茂	福岡県歯科医師会 会長
6 委員	神村 英利	福岡県薬剤師会 副会長
7 委員	近藤 美由紀	福岡市保健福祉局健康医療部健康増進課 課長
8 委員	岡師 晃	厚生労働省福岡労働局職業安定部職業対策課 課長
9 委員	田口 智章	九州大学大学院医学研究院 教授
10 委員	田村 和夫	福岡大学医学部 教授
11 委員	塚田 順一	産業医科大学病院 診療教授
12 委員	辻 裕二	福岡県医師会 常任理事
13 委員	藤 也寸志	九州がんセンター 院長 (がん診療連携協議会 代表)
14 委員	鳥村 拓司	久留米大学医学部内科学講座消化器内科部門 教授
15 委員	仲山 智恵	北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課 課長
16 委員	深野 百合子	あけばの会 会長
17 委員	二場 公人	福岡県市長会 北ブロック副会長 (田川市長)
18 委員	本田 浩	聖マリア学院大学大学院看護学研究科 教授
19 委員	松尾 やす子	福岡県看護協会 副会長
20 委員	松永 智幸	福岡県町村会 事務局長
21 委員	宮崎 親	福岡県保健所長会 会長 (糸島保健福祉事務所 所長)
22 委員	山本 章子	がんの子どもを守る会 九州北支部 代表幹事

(50音順 敬称略)

福岡県がん対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条の規定に基づき策定した、福岡県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実施に当たり、各専門分野の立場から総合的な意見を聴き、推進計画の推進等を行うため、福岡県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について調査、検討を行い、意見を述べる。

- (1) 推進計画の策定等に関する事項
- (2) がん診療連携拠点病院の整備に関する事項
- (3) がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、保健、医療、福祉等の関係者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の数は、22名以内とする。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を掌理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療介護部がん感染症疾病対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他の協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月17日から施行する。